

# 高砂中学校いじめ防止基本方針

高砂中学校では生徒が、学校の仲間を大切に、健やかに成長し、自分自身のことが大切に思え、毎日、楽しく学校生活が送れるようになるために、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

## 学校での取組

### 生徒の育成方針

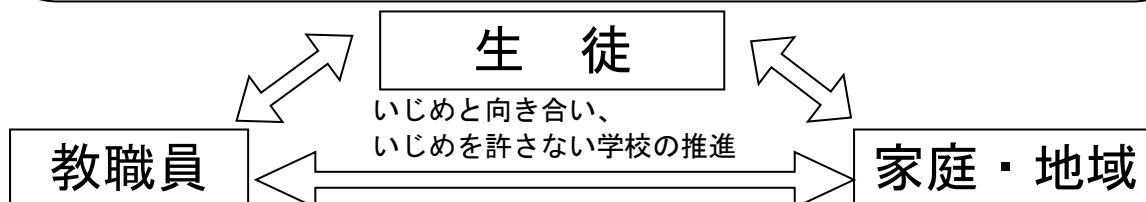
- お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にできる生徒を育成するために、個人個人の小さな変化を見逃さない姿勢で、生徒と向き合います。
- 「いじめは人間として許されない」と行動できる生徒の育成をするために、全教職員が同じ考えをもち、学校生活全体の活動の中で教育をしていきます。
- いじめを生み出さない風土を築きます。

### 平成 30 年度学園スローガン

「**「ふざけただけ」の一言で、  
終わるものじゃない。」**

### 生徒の取組

- ◇あいさつ運動を実施します
  - ・全校生徒有志が、保護者・地域の皆さんに協力いただき、あいさつ運動を行います。
- ◇異学年交流を行います。
- ◇生徒会を中心に毎年、いじめ撲滅キャンペーンを行います
  - ・学園スローガン、学校スローガンの検討、採択を行います。
  - ・各種委員会・各クラスで十分に意見を出し合います。
- ◇ボランティア活動を充実させます。
- ◇葛飾スタンダード、班討議のルールを守ります。
- ◇朝礼等でいじめ撲滅を訴えます。



### 教職員の取組

- いじめ防止のための組織（いじめ対策委員会）を設置しています。
- いじめ実態調査を実施（年4回）します。
  - ・ふれあい月間（6月、9月、11月、2月）
- 校内研修に努めます。
  - ・いじめ防止
  - ・分かる授業
  - ・適切な生徒への接し方
  - ・生徒把握のためのQ Uの分析
- 家庭・地域・関係機関との連携による生徒の育成をします。
  - ・地域ボランティア・行事への参加
- S Cによる個人面談の実施（1年生全員）します。
- 道徳の授業の充実を図ります。
  - ・「人権」をテーマにした授業の実施
  - ・道徳授業地区公開講座の実施

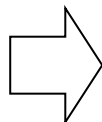
### 家庭・地域での取組

- 青少年委員、民生委員、P T A役員等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、情報を収集し支援に努めます。
- 地域が中心となって、子ども、保護者、地域が交流を進める活動を行います。
  - ・スポーツ活動
  - ・ボランティア活動
- あいさつ運動に積極的に参加します。

もし、いじめが起きたら、・・・

●情報収集の精度を上げる。

- ・担任や学年教員と生徒をつなぐやりとり帳（TDR：高砂デイリーリフレクション）を活用し、日々情報を集める。
- ・集めた情報を「いじめ対策委員会」に伝え、原因を分析し、対応策を検討する。



●指導・支援体制を組む。

- ・「いじめ対策委員会」は集めた情報を整理し、全教職員に周知し、共通理解を図る。
- ・「いじめ対策委員会」でいじめ解決のために適した指導・支援体制を組む。  
※教職員で役割を分担する。



●生徒への指導・支援を行う。

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（教員、SC等）と連携しながら、寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめを見ていた生徒には、自分の問題であると捉えさせるとともに、「いじめを止める」「誰かに知らせる」勇氣をもつ心を育てる。
- ・教職員が間に入り謝罪の場を設ける。また、いじめ解決後も継続して見守り続け、関係生徒の指導・支援をする。



●保護者と連携する。

- ・関係する教職員を中心に、早急に、いじめられた生徒といじめた生徒の保護者と連絡を取り、事実関係を伝えるとともに今後の学校の指導方針について話し合う。
- ・教職員が間に入り、謝罪の場を設ける。また、いじめ解決後も定期的に両家庭と連絡を取り指導・支援を継続していく。

重大事態が発生した時は、・・・

※重大事態とは、

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。
- ・相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。  
(相当期間とは、年間30日もしくは、一定期間連続して欠席しているような場合)  
「いじめ防止対策推進法より抜粋」

学校や教育委員会等と連携し、

- ・事実関係を可能な限り明確にします。
- ・事実に向き合い、調査資料の再分析や必要に応じた再調査を行います。
- ・いじめを受けた生徒とその保護者には、情報を適切に提供します。
- ・いじめた生徒とその保護者には、事実関係を伝えるとともに、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるように、必要な措置をとります。

☆いじめ防止のための取組に力を入れ、いじめを許さない学校づくりを進めてまいります。

☆いじめを認知した時点で、教育委員会や関係機関に速やかに報告し、いじめの早期解決のために組織的な取組を行います。

☆いじめが解決した後も、指導・支援を継続して行い、再発防止に力を注ぎます。